

## 別記

## 第1号様式（第2条関係）

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	拾得物件情報ファイル
行政機関等の名称	岐阜県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務室会計課、岐阜中警察署、岐阜南警察署、岐阜北警察署、各務原警察署、岐阜羽島警察署、海津警察署、養老警察署、垂井警察署、大垣警察署、揖斐警察署、北方警察署、山県警察署、郡上警察署、関警察署、加茂警察署、可児警察署、多治見警察署、中津川警察署、恵那警察署、下呂警察署、高山警察署、飛騨警察署
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法（平成18年法律第73号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 拾得区分、2 受理番号、3 ファイル取込区分、4 受理日時、5 受理警察署、6 受理交番等、7 取扱職員、8 拾得日時、9 拾得場所、10 拾得者住所・氏名・連絡先、11 拾得者権利区分、12 拾得者氏名等告知同意区分、13 施設占有者整理番号、14 施設占有者名称・所在地・連絡先、15 施設占有者権利区分、16 施設占有者氏名等告知同意区分、17 物件（現金・物品）、18 保管場所区分、19 特例施設占有者保管物件の保管場所所在地・名称・連絡先、20 任意提出年月日、21 遺失者連絡状況、22 遺失者連絡年月日、23 遺失届受理番号、24 遺失者住所・氏名・連絡先、25 払出区分、26 払出年月日、27 払出先
記録範囲	拾得物件の拾得者（施設占有者を含む） 払出先となる者（遺失者を含む）
記録情報の収集方法	拾得者（施設占有者を含む）からの提出 遺失者への返還、払出手続き
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 含む <input checked="" type="checkbox"/> 含まない
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）岐阜県警察本部総務室広報県民課
	（所在地）岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別 行政機関等匿名加工情報 の提案の募集をする個人 情報ファイル	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファ イル)
	令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名 称及び所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名 称及び所在地	(名 称) 岐阜県警察本部総務室会計課	
作成された行政機関等匿 名加工情報の概要	(所在地) 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号	
作成された行政機関等匿 名加工情報の概要 作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 を受ける組織の名称及び 所在地	(行政機関等匿名加工情報の本人の数) —	
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目) —	
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 を受ける組織の名称及び 所在地 作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 をすることができる期間	(名 称) —	
	(所在地) —	
備考	—	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 要配慮個人情報欄、個人情報ファイルの種別欄及び行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル欄については、該当する□にレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

## 別記

## 第1号様式（第2条関係）

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	遺失届情報ファイル
行政機関等の名称	岐阜県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務室会計課、岐阜中警察署、岐阜南警察署、岐阜北警察署、各務原警察署、岐阜羽島警察署、海津警察署、養老警察署、垂井警察署、大垣警察署、揖斐警察署、北方警察署、山県警察署、郡上警察署、関警察署、加茂警察署、可児警察署、多治見警察署、中津川警察署、恵那警察署、下呂警察署、高山警察署、飛騨警察署
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法（平成18年法律第73号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 受理番号、2 受理区分、3 受理日時、4 受理警察署、5 受理交番等、6 取扱職員、7 遺失者住所・氏名・連絡先、8 届出者氏名、9 遺失日時、10 遺失場所、11 物件（現金・物品）、12 処理結果、13 解除区分、14 解除年月日
記録範囲	遺失者（届出者）
記録情報の収集方法	遺失者（届出者）からの提出
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 含む <input checked="" type="checkbox"/> 含まない
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 岐阜県警察本部総務室広報県民課 (所在地) 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—

個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 岐阜県警察本部総務室会計課	
	(所在地) 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号	
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数) —	
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) —	
	(所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 要配慮個人情報欄、個人情報ファイルの種別欄及び行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル欄については、該当するにレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

## 別記

## 第1号様式（第2条関係）

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	風俗営業者等管理業務ファイル
行政機関等の名称	岐阜県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部 生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」と記載。）における許可及び届出の風俗営業所等に関する事務の適正な遂行のため、管理者講習の案内などに利用する。
記録項目	1 登録番号（許可番号又は届出番号）、2 業種、3 許可（届出）年月日、4 管轄警察署、5 営業所等の名称、6 営業所の所在地、7 営業者氏名、8 法人の名称、9 法人の所在地、10 営業所電話番号、11 法人代表者氏名
記録範囲	風営法にかかる許可を受けたもの、届出を行ったもの
記録情報の収集方法	申請者及び届出者からの申請、届出により収集する。
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 含む <input checked="" type="checkbox"/> 含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 岐阜県警察本部総務室広報県民課 (所在地) 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者に係る5から11までの訂正は、風営法第9条第3項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号、以下「規則」という。）第20条第2項及び第3項並びに第88条第2項及び第3項による。 風営法第27条第1項の届出書を提出した者に係る5から11までの訂正は、同条第2項及び規則第42条第2項による。 風営法第31条の2第1項の届出書を提出した者に係る5から11までの訂正は、同条第2項及び規則第53条による。 風営法第31条の7第1項の届出書を提出した者に係る5から11までの訂正は、同条第2項及び規則第59条による。 風営法第31条の12第1項の届出書を提出した者に係る5から11までの訂正は、同条第2項及び規則第64条による。 風営法第31条の17第1項の届出書を提出した者に係る5から11までの訂正は、同条第2項及び規則第70条による。 風営法第33条第1項の届出書を提出した者に係る5から11までの訂正は、同条第2項及び規則第104条による。

個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 岐阜県警察本部生安部生活安全総務課	
	(所在地) 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号	
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数) —	
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) —	
	(所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 要配慮個人情報欄、個人情報ファイルの種別欄及び行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル欄については、該当するにレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

## 別記

## 第1号様式（第2条関係）

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	銃砲登録照会ファイル
行政機関等の名称	岐阜県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部 生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	銃砲所持者に対する所持許可証の交付その他銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号、以下「銃刀法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 許可証番号、2 氏名、3 性別、4 職業、5 電話番号、6 本籍、7 住所、8 銃種、9 銃番号、10 現許可年月日、11 更新日、12 銃メーカー、13 商品名、14 銃全長、15 銃身長、16 口径、17 適合実包、18 替銃身総本数、19 弾倉20 形式、21 装填段数、22 許可年月日、23 有効期限、24 用途別
記録範囲	銃刀法にかかる許可を受けたもの
記録情報の収集方法	申請者からの申請により収集する
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 含む <input checked="" type="checkbox"/> 含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 岐阜県警察本部総務室広報県民課 (所在地) 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 岐阜県警察本部生安部生活安全総務課	
	(所在地) 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号	
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数) —	
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) —	
	(所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 要配慮個人情報欄、個人情報ファイルの種別欄及び行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル欄については、該当する□にレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。



## 別記

## 第1号様式（第2条関係）

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	警備員指導教育責任者資格者証等の交付等に関する事務ファイル
行政機関等の名称	岐阜県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部 生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	警備員指導教育責任者資格者証等の交付その他警備業法（昭和47年法律第117号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 受理警察署、2 交付年月日、3 資格の区分、4 資格者等の氏名、5 資格者等の生年月日、6 資格者等の本（国）籍、7 資格者等の住所
記録範囲	警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者
記録情報の収集方法	申請者からの申請
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 含む <input checked="" type="checkbox"/> 含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 岐阜県警察本部総務室広報県民課
	(所在地) 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者に係る4及び6の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第22条第5項による。機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者に係る4及び6の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第5項による。

個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 岐阜県警察本部生安部生活安全総務課	
	(所在地) 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号	
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数) —	
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) —	
	(所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 要配慮個人情報欄、個人情報ファイルの種別欄及び行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル欄については、該当するにレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

## 別記

## 第1号様式（第2条関係）

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	警備業検定合格証明書の交付に関する事務ファイル
行政機関等の名称	岐阜県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部 生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	警備業検定合格証明書の交付その他警備業法（昭和47年法律第117号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 受理警察署、2 交付年月日、3 検定種別、4 級の区分、5 検定者の氏名、6 検定者の生年月日、7 検定者の住所
記録範囲	警備員等の検定合格証被交付者
記録情報の収集方法	申請者からの申請
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 含む <input checked="" type="checkbox"/> 含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 岐阜県警察本部総務室広報県民課
	(所在地) 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	検定合格証明書の交付を受けた者に係る5及び7の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備員等の検定に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第15条第1項による。

個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 岐阜県警察本部生安部生活安全総務課	
	(所在地) 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号	
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数) —	
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) —	
	(所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 要配慮個人情報欄、個人情報ファイルの種別欄及び行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル欄については、該当するにレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

## 別記

## 第1号様式（第2条関係）

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	古物営業の許可等に関する事務ファイル
行政機関等の名称	岐阜県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部 生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	古物営業の許可その他古物営業法（昭和24年法律第108号）及び質屋営業法（昭和25年法律第158号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 許可の種類、2 許可証番号、3 許可年月日、4 状態、5 処分歴、6 被許可者の氏名又は名称、7 被許可者の種別、8 被許可者の生年月日、9 被許可者の住所又は居所、10被許可者の電話番号、11被許可者の本（国）籍、12行商の別、13取引にHPを用いるかどうかの別、14ホームページURL、15主として取り扱う古物の区分、16返納年月日、17代表者等の氏名、18代表者等の生年月日、19代表者等の住所、20代表者等の電話番号、21主たる営業所の別、22営業所形態、23営業所の名称、24営業所の所在地、25営業所の電話番号、26取扱う古物の区分、27開設年月日、28管理者の氏名、29管理者の生年月日、30管理者の住所、31管理者の電話番号、32処分年月日、33処分の種類、34処分理由
記録範囲	古物商、古物市場主及び質屋
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報	<input checked="" type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 岐阜県警察本部総務室広報県民課 (所在地) 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	古物商又は古物市場主にかかる6から15、17から26及び28から31の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、古物営業法第7条第1項及び第2項並びに古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第5条第3項及び第6項による。 質屋にかかる6から11、23、24及び28から31の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、質屋営業法第4条第2項及び質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）第8条第1項による。

個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 岐阜県警察本部生安部生活安全総務課	
	(所在地) 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号	
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数) —	
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) —	
	(所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 要配慮個人情報欄、個人情報ファイルの種別欄及び行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル欄については、該当する□にレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

## 別記

## 第1号様式（第2条関係）

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	岐阜県使用済金属営業に関する条例の許可に関する事務ファイル
行政機関等の名称	岐阜県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部 生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	岐阜県使用済金属類営業の許可その他岐阜県使用済金属類営業に関する条例（平成25年条例第28号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 許可番号、2 許可期限、3 許可状況、4 申請年月日、5 受理警察署、6 受理年月日、7 許可警察署、8 許可年月日、9 返納年月日、10 返納理由、11 被許可者の法人区分、12 被許可者の国籍、13 被許可者の氏名又は名称、14 被許可者の電話番号、15 被許可者の生年月日、16 被許可者の性別、17 使用済金属類の区分、18 行商の有無、19 送信元識別符号区分、20 送信元識別符号、21 代表者等の氏名、22 代表者等の住所又は居所、23 代表者等の電話番号、24 代表者等の生年月日、25 代表者等の性別、26 営業所の形態、27 営業所の名称、28 営業所の所在地、29 保管場所の有無、30 保管場所の名称、31 保管場所の所在地、32 解体場所の有無、33 解体場所の名称、34 解体場所の所在地、35 行政処分年月日、36 行政処分の内容
記録範囲	使用済金属類営業者
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報	<input checked="" type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 岐阜県警察本部総務室広報県民課 (所在地) 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	11から34の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、岐阜県使用済金属類営業に関する条例第9条第1項及び岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則（平成25年公安委員会規則第5号）第13条第1項及び第2項による。

個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課	
	(所在地) 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号	
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数) —	
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) —	
	(所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 要配慮個人情報欄、個人情報ファイルの種別欄及び行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル欄については、該当するにレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。



## 別記

## 第1号様式（第2条関係）

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	安全運転管理者等ファイル
行政機関等の名称	岐阜県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部 交通企画課
個人情報ファイルの利用目的	安全運転管理者等の管理に使用する。
記録項目	1 整理番号、2 所属、3 選任年月日、4 管理者等氏名、5 事業所の名称、6 住所、7 使用者氏名
記録範囲	安全運転管理者等の届出のあった者
記録情報の収集方法	安全運転管理者等の届出
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 含む <input checked="" type="checkbox"/> 含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 岐阜県警察本部総務室広報県民課
	(所在地) 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 岐阜県警察本部交通部交通企画課	
	(所在地) 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号	
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数) —	
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) —	
	(所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 要配慮個人情報欄、個人情報ファイルの種別欄及び行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル欄については、該当する□にレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

## 別記

## 第1号様式（第2条関係）

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	運転者管理ファイル
行政機関等の名称	岐阜県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部 運転免許課
個人情報ファイルの利用目的	運転免許証の交付及び更新、運転免許の取消し及び効力の停止等、運転免許事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記 録 項 目	1氏名、2生年月日、3性別、4本（国）籍、5住所、6免許証番号、7有効期間の末日、8交付年月日、9照会番号、10免許年月日、11免許の種類、12免許の条件等、13限定解除年月日（5 t 限定）、14最新併記年月日、15特例免種状態、16若年運転者期間、17普通経験日数、18違反、事故及び事案（重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの）の発生年月日時、19事案点数、20累積点数、21違反名、22違反車両、23路線名、24事故内容、25事案名、26処分年月日時、27手配年月日、28処分公安委員会、29手配公安委員会、30登録公安委員会、31手配番号、32処分種別、33処分番号、34処分日数、35処分短縮日数、36処分免種、37若年特例取消免種、38取消等該当関連情報登録年月日、39取消等該当関連情報登録番号、40取消等該当関連情報登録事案名、41違反者講習済年月日、42運転練習の方法、43氏名等修正年月日、44住所変更年月日、45再交付年月日、46最終違反年月日、47最終事故年月日、48最終事案（重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの）年月日、49事件番号、50講習区分、51満了日直前の誕生日、52有効期間区分、53初心期間終了年月日、54初心講習済年月日、55再試験合格年月日、56若年運転者講習済年月日、57取消処分者等区分、58取消処分者講習受講年月日、59講習場所、60講習番号、61初心取消年月日、62初心取消理由、63再試験番号、64初回更新者区分、65特定失効等区分、66更新申請県、67命令種別、68指定場所、69指定等年月日、70受検等年月日、71認知機能検査年月日、72検査場所、73検査番号、74検査得点、75検査結果、76検査種別、77検査種類、78高齢者講習済年月日、79実車指導結果、80講習分類、81講習種別、82講習種類、83運転技能検査年月日、84運転技能検査得点、85免許の申請年月日、86免許の申請区分、87質問票等回答年月日、88質問票等回答内容、89虚偽記載判明年月日、90虚偽記載の有無、91運転経歴証明書番号、92運転経歴証明書交付年月日、93運転経歴証明書運転者区分、94顔写真

記 録 範 囲	<p>1 現に運転免許を受けている者</p> <p>2 運転免許が失効している者で違反行為等をしたことのないものは5年7月間、違反行為等をしたものは最大15年6月間（ただし、平成18年8月20日以前の失効免許に係るものは、その者の年齢が70歳になるまでの間）、拒否又は6月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまでの間。</p> <p>3 被取消処分者はその者の年齢が100歳になるまでの間。</p> <p>4 死亡により運転免許が失効した者で、違反行為等をしたことのないものは3年間、違反行為等をしたものは13年間。</p> <p>5 免許の抹消登録がなされた者で、違反行為等をしたものは、抹消に係る免許の有効期間経過後3年間。</p> <p>6 無免許運転をした者、国際運転免許証等を所持する者で違反行為等をしたものは13年間（ただし、その者の年齢が100歳になるまでの間に限る）、拒否又は6月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまでの間。</p> <p>7 運転経歴証明書の交付を受けた者及び平成24年3月31日以前に申請による取消しを受けた者はその者の年齢が120歳になるまでの間。</p>
記録情報の収集方法	<p>運転免許証の免許申請書、質問票、更新申請書、再交付申請書及び記載事項変更届、運転経歴証明書の交付申請書、再交付申請書及び記載事項変更届、交通切符・交通反則切符及び点数切符による報告、交通事故発生報告、初心運転者講習・取消処分者講習・違反者講習・若年運転者講習及び高齢者講習の受講、認知機能検査及び運転技能検査の受検</p>
要配慮個人情報	<p><input checked="" type="checkbox"/> 含む    <input type="checkbox"/> 含まない</p>
記録情報の経常的提供先	<p>警察庁、自動車安全運転センター岐阜県事務所及び岐阜県交通安全協会</p>
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>(名 称) 岐阜県警察本部総務室広報県民課</p>
	<p>(所在地) 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号</p>
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	<p>—</p>

個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 岐阜県警察本部交通部運転免許課	
	(所在地) 岐阜県岐阜市学園町3-42 ぎふ清流文化プラザ6階	
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数) —	
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) —	
	(所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 要配慮個人情報欄、個人情報ファイルの種別欄及び行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル欄については、該当する□にレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。